

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				現行			
<p>第6 事業の申請</p> <p>1 要綱第7の2の審査は、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの（以下「<u>防災重点農業用ため池</u>」という。）の対策については、<u>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>				<p>第6 事業の申請</p> <p>1 要綱第7の2の審査は、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものの対策については、<u>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>			
要領別表2（防災減災対策）				要領別表2（防災減災対策）			
対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件	対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) (略)	ア (略)	(ア) (略)	(ア) <u>防災重点農業用ため池</u> 又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。	(1) (略)	ア (略)	(ア) (略)	(ア) <u>農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの（以下「<u>防災重点農業用ため池</u>」という。）</u> 又は施設が決壊し

		(イ)・(ウ) (略)	(イ)・(ウ) (略)			(イ)・(ウ) (略)	(イ)・(ウ) (略)
	イ～ケ (略)	(略)	(略)		イ～ケ (略)	(略)	(略)
	コ (略)	(略)	<p>要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うもの若しくは過去に実施した<u>もの又は湧水対策施設の整備であって以下の要件を満たすものを対象とする。</u></p> <p><u>(ア)事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。</u></p> <p><u>(イ)次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。</u></p> <p><u>①直近10年間において、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量</u></p>		コ (略)	(略)	<p>要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うもの<u>又は過去に実施したものを対象とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

			<u>の減量等を行ったことがあること。</u> <u>②直近10年間において、</u> <u>他種利水者等関係機関</u> <u>からの申入れ等を踏ま</u> <u>え、濁水調整に係る活</u> <u>動を行ったことがある</u> <u>こと。</u>			
	サ～ス (略)	(略)	(略)		サ～ス (略)	(略)
(2)・ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(2)・ (3) (略)	(略)	(略)
(4) (略)	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(4) (略)	ア～ウ (略)	(略)
	エ 管 理体 制強 化対 策	(略)	(略)		エ 管 理体 制強 化対 策点 検・ 調査	(略)

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。